多久市地方創生移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、佐賀県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業（以下「支援事業」という。）により、東京圏から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その支援金については、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和元年９月１９日付けさ創第１３６０号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知。以下「県実施要領」という。）及び多久市補助金交付規則（昭和４４年多久市規則第４号）並びにその他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）東京２３区　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する特別区の区域をいう。

　（２）東京圏　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

　（３）条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

　（４）移住者　本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく住民登録（以下「移住」という。）をした者をいう。

　（５）同一世帯　住民票における同一の世帯をいう。

　（６）マッチングサイト　東京圏の移住希望者に対し、地方の中小企業等の魅力を効果的に情報発信するため、佐賀県又は他の県が選定した企業の求人情報を掲載するためのインターネットサイトをいう。

　（７）起業支援金　県実施要領に基づき、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する者に対する補助をいう。

　（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者は、第１号に規定する要件を全て満たし、かつ、第２号から第５号までに規定する要件のいずれかを満たすものとする。

　（１）移住等に関して、次のアからウまでの全てを満たしていること。

　　ア　移住元に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）本市に住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすること。又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していた者が、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業へ就職した場合には通学期間を移住元としての対象期間とすることができる。

　　イ　移住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

（ア）令和元年１０月１日以降に本市に転入したこと。

（イ）支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

（ウ）支援金の申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

　　ウ　その他の要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

（ウ）その他佐賀県又は本市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

　（２）就職に関する要件についてア又はイに規定する要件を満たすものとする。

　　ア　一般の場合の要件について、次に掲げる事項を全て満たしていること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地に所在すること。

（イ）就業先が、都道府県が支援の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）就業者の３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が掲載されている期間中であること。

（カ）就業先に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

　　イ　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し　　　て就業した場合の要件について、次に掲げる事項を全て満たしていること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地に所在すること。

（イ）週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（ウ）就業先に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）テレワークに関する要件について、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

　　ア　所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行うこと。

　　イ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）本事業における関係人口に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア　３親等以内の親族が移住者の申請時点において、多久市に１年以上住所を有していること。

　　イ　過去に５年以上多久市に住所を有していること。

　　ウ　市内において新規に就労を行い、就業の要件として次に掲げる事項の全てを満たしていること。

（ア）週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（イ）３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（ウ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ　市内で起業し、申請時に開業届を提出していること。

オ　過去５年間に多久市へのふるさと応援寄附を複数年度にわたり２回以上行っていること。

（５）起業に関する要件について、佐賀県が実施する起業支援事業に係る起

業支援金の交付決定を受けており、かつ、起業支援金の交付決定日から１　　　　年以内であること。

２　第４条第２号に規定する２人以上の世帯の申請をする場合は、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

　（１）移住者を含む２人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

　（２）移住者を含む２人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

　（３）移住者を含む２人以上の世帯員が、いずれも令和元年１０月１日以降に転入したこと。

　（４）移住者を含む２人以上の世帯員が、いずれも支給申請時において転入後１年以内であること。

　（５）移住者を含む２人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　（１）単身世帯　６０万円

　（２）２人以上の世帯　１００万円

２　移住者を含む世帯員のうちに１８歳未満の子がある場合は、当該１８歳未　満の子１人につき１００万円を加算する。

　（支援金の交付申請）

第５条　申請者は、多久市地方創生移住支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）身分証明書（運転免許証、パスポートその他の官公署が発行した顔写

真付きの証書等）の写し

　（２）移住元の住民票の写し（除票）。ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は、戸籍の附票（２人以上の世帯にあっては世帯員分）

　（３）移住先の住民票の写し（謄本）

　（４）本市の市税等を滞納していないことの証明書

（５）別表に掲げる書類

　（６）その他市長が必要と定める書類

２　申請者が日本国籍を有しない場合においては、前項各号に掲げるもののほか、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。

３　支援金の申請は、同一世帯において１回限りとする。

　（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定するとともに、その額を確定し、多久市地方創生移住支援金交付決定及び確定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

　（支援金の交付請求）

第７条　支援金の交付の決定及び確定を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、多久市地方創生移住支援金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（状況報告及び立入調査）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先に対し、本事業に関する状況報告及び立入調査を求めることができる。

　（交付決定の取消及び返還請求）

第９条　市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

　（１）全額の返還

　　ア　虚偽の申請等をした場合

　　イ　前条に規定する状況報告又は立入調査に応じない場合

　　ウ　支援金の交付申請日から３年未満に本市から転出した場合

　　　エ　支援金の交付申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　オ　県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合

　（２）半額の返還　支援金の交付申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合

　（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に転入した者に対する１８歳未満の子に係る移住支援金の支給額については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に転入した者に対する１８歳未満の子に係る移住支援金の支給額については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年６月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 申請書の添付書類 |
| 移住元に関する書類 | 東京２３区以外の東京圏から東京２３区の法人等へ通勤していた者 | ア　東京２３区で通勤していた企業等の在勤地及び在勤期間の分かる書類（就業証明書、労働基準法第２２条第１項の規定により交付した証明書等）  イ　雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し等） |
| 東京２３区以外の東京圏から東京２３区に通勤していた法人経営者又は個人事業主 | 在勤地及び５年以上の在勤期間の分かる書類（開業届出済証明書、登記簿謄本、納税証明書、確定申告書の写し等） |
| 東京特別区内の大学等へ進学し、かつ東京特別区内の企業等へ就職した者で、通学期間を移住元の対象期間へ加算を希望する者 | 大学での在籍期間を確認できる書類 |
| 移住先に関する書類 | 就業に関する要件（一般）により補助金の交付を受けようとする者 | 就業証明書（様式第２号の１） |
| 就業に関する要件（専門人材）により補助金の交付を受けようとする者 | 就業証明書（様式第２号の１） |
| テレワークにより補助金の交付を受けようとする者 | 就業証明書（様式第２号の２） |
| 関係人口（３親等以内の親族が多久市に1年以上住所を有している要件）により補助金の交付を受けようとする者 | ３親等以内とわかる戸籍謄本かつ、多久市に住所を有している親族の住民票抄本、ただし、転居歴があり、住民票抄本で確認できない場合は、戸籍の附票 |
| 関係人口（過去に５年以上多久市に住所を有していた要件）により補助金の交付を受けようとする者 | 多久市に５年以上住所を有していたとわかる戸籍の附票 |
| 関係人口（就業に関する要件）により補助金の交付を受けようとする者 | 就業証明書（様式第２号の３） |
| 関係人口（起業に関する要件）により補助金の交付を受けようとする者 | 個人事業の開業届書又は法人設立届書の写し |
| 関係人口（ふるさと応援寄附要件）により補助金の交付を受けようとする者 | 寄附金受領証明書 |
| 起業により補助金の交付を受けようとする者 | ア　起業支援金の交付決定通知書の写し  イ　個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し |